

平成 29 年 10 月号

## 雇用理由書

就労資格を持たない外国人を新規に雇用する際や、外国人留学生を新卒で採用する際の留学から就労資格への在留資格の変更許可には、雇用に至る理由を記載した「雇用理由書」の提出が有効です。

雇用予定の外国人従業員から、「雇用理由書」を求められ、どのように記載すればよいか、というのは非常に多いご相談です。

実は、手続き上、「雇用理由書」の提出は義務ではありませんので、決められた書式等はありません。

＜※参考：在留資格変更許可・取得許可の提出書類（技術・人文知識・国際業務）＞

●写真（縦4cm×横3cm） 1葉 ●パスポート及び在留カード提示

●活動内容を明らかにする書類（カテゴリー3（前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表が提出された団体・個人（源泉徴収税額 1500 万円未満）の場合）

① 前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表（受付印のあるものの写し）

② 労働条件通知書等 ③ 申請人の学歴及び職歴その他経歴等を証明する文書

④ 登記事項証明書 ⑤ 事業内容を明らかにする会社案内等 ⑥ 直近の年度の決算文書の写し

※法務省 HP より、他に書類が必要な場合もあります。

会社の概要や本人の職歴や学歴についての証明書類は上記のように必要書類として提出しますが、雇用理由書で具体的になぜ、その従業員を雇用するのか、ということを説明することで許可の可能性が高くなります。一般的には次のような事項を記載します。

### 雇用理由書

平成●年●月●日

●●入国管理局長殿

××株式会社

代表取締役 △ 印

申請人氏名： (国籍)

1. 会社概要 設立年月日、資本金、業種、現在までの変遷等
2. 申請人を雇う必要性 業務の課題、取引実績等から外国人従業員を雇う必要性について、あれば海外事業計画など
3. 申請人の能力について 学歴や職歴、語学力や業務に関する能力について
4. 申請人の就業予定業務について

つきましては、当社にとって海外事業計画を実現するためにどうしても必要な人材として

〇〇の在留資格の変更申請を許可頂けますようお願い申し上げます。

理由書は、任意書類ではありますが、「なぜその外国人が必要なのか」「雇用することでどのような利益が期待できるのか」「本人がどのような業務を行う予定か」ということを明記することは審査に大きく影響を与え、実質的には許可の為には、必要書類と言えるでしょう。

## 外国人雇用サポートセンター

〒184-0004 東京都小金井市本町 1-8-14 サンリープ小金井 305 (キリン社会保険労務士事務所内)

T E L 042-316-6420 F A X 042-316-6430 ホームページ <http://foreigner-em.com/>